5　各締約国は、一般に適用される規約であって自国の自主規制団体によって採用され、又は維持されるものを、利害関係者が知ることができるような方法で、速やかに公表し、又は公に利用可能となることを確保するよう努める。

第七条　迅速な申請手続

1　一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の金融サービス提供者が提出する金融サービスの提供に関連する申請を不当に遅滞することなく審査する。

2　締約国の権限のある当局は、申請を審査するために申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、不当に遅滞することなく、申請を審査するために満たすべき要件を当該申請者に通知する。

3　締約国の権限のある当局は、申請を拒否する場合には、申請者の要請に応じ、実行可能な範囲内で拒否の理由を当該申請者に通知する。

4　金融サービスの提供に免許が必要とされる場合において、免許を与えるに当たって適用される要件が満たされているときは、締約国の権限のある当局は、申請の提出が当該締約国の法令に定める要件を満たしていると認めた後、原則として六箇月以内に免許を与える。六箇月以内に免許を与えるか否かについて決定を行うことが実現不可能な場合には、当該権限のある当局は、その後の合理的な期間内に当該決定を行うよう努める。

第八条　例外規定

1　第七章から第九章まで及び投資協定のいかなる規定にもかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置を採用し、又は維持することを妨げられない。当該措置には、次のものを含む。

(a)　投資家、預金者、保険契約者又は信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護するための措置

(b)　当該締約国の金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置

2　当該措置については、第七章から第九章までの規定及び投資協定に適合しない場合には、これらの規定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第九条　効果的なかつ透明性のある規制

1　各締約国は、バーゼル銀行監督委員会の「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」、保険監督者国際機構の基準及び原則並びに証券監督者国際機構の「証券規制の目的と原則」が自国の区域内において実施され、かつ、適用されることを確保するために最善の努力を払う。

2　この協定のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第十条　信用秩序の維持のための措置の承認

一方の締約国が、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、協定又は取決めにより、国際規制機関の構成国を含む第三国の信用秩序の維持のための措置を承認する場合には、他方の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、当該規制が同様に実施され、並びに適当なときは当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することが可能な状況の下で、当該協定若しくは取決めへの他方の締約国の加入について交渉し、又は当該協定若しくは取決めと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。一方の締約国は、承認を自主的に与える場合には、他方の締約国に対し、当該状況が存在するか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第十一条　情報の移転及び処理

いずれの一方の締約国も、電磁的手段によるデータの移転を含む情報の移転若しくは金融情報の処理又は機器の移転が他方の締約国の金融サービス提供者による通常の業務の遂行にとって必要である場合には、自国の区域内又は区域外への当該情報の移転又は当該金融情報の処理を妨げる措置をとってはならず、また、国際協定に適合する輸入規則に基づく場合を除くほか、当該機器の移転を妨げる措置をとってはならない。この条の規定は、個人の情報、私生活並びに個人の記録及び勘定の秘密を保護する締約国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利が第七章の規定又は投資協定（それらの附属書を含む。）を回避するために行使されないことを条件とする。

注釈　ペルーは、金融サービス提供者がデータ処理の相当数を海外に委託しようとする場合には、当該金融サービス提供者に対し、関連する規制団体の事前の許可を書面によって得ることを要求する。

第十二条　紛争解決

信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関する紛争について第二百九条の規定に基づいて設置される仲裁裁判所は、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門知識を有するものとする。

付録　ペルーの特定の例外

1　第七章の規定及びこの附属書は、締約国が自国の金融サービス提供者に対し、公的機関又は他の金融サービス提供者と競争してこの附属書第二条2(a)(ii)に規定する活動又はサービスを提供することを認める限りにおいて、当該締約国が採用し、又は維持する措置であって当該活動又はサービスに関連するものについて適用する。ペルーについては、次のいずれかの場合には、第七章の規定及びこの附属書は、当該措置については、適用しない。

(a)　当該活動又はサービスの提供が政府、公的機関又は特定の金融サービス提供者に留保されており、かつ、当該活動又はサービスが他の金融サービス提供者との間で競争が行われることなく提供される場合

(b)　当該活動又はサービス（当該活動又はサービスの提供が政府、公的機関又は特定の金融サービス提供者に留保されているものに限る。）についての保険料に関連する場合

2　この附属書第二条2(a)(ii)に規定する活動又はサービスに関し、ペルーは次のことを行うことができる。

(a)　一部又は全ての活動又はサービスを提供するために、法令上又は事実上、独占企業を指定すること（一の金融サービス提供者を指定することを含む。）。

(b)　社会保障又は公的年金の加入者に対し、関連する保険料の全て又は一部を機関であって、政府、公的機関又は指定された独占企業以外のものの管理の下に置くことを許可し、又は要求すること。

(c)　社会保障又は公的年金の一部又は全ての加入者が、機関であって、政府、公的機関又は指定された独占企業以外のものによって提供される特定の活動又はサービスを選択することを、恒久的又は暫定的に妨げること。

(d)　一部又は全ての活動又はサービスがペルーの区域内に所在する金融サービス提供者によって提供されることを要求すること。当該活動又はサービスには、一部若しくは全ての保険料の管理又は年金の支給若しくは特定の保険料を用いた他の払戻し（配当）を含むことができる。

3　この付録の適用上、「保険料」とは、この附属書第二条2(a)(ii)に規定する計画若しくは制度に関し、又はそれらに従い、個人により又は当該個人に代わって支払われる金額をいう。

附属書八（第九章関係）　商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に関する特定の約束

第一編　日本国の特定の約束

第一節　短期の商用訪問者

1　業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国の区域内において投資財産を設立するための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスを提供することなく日本国に滞在するペルーの商用目的の国民については、九十日を超えない期間（その期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。